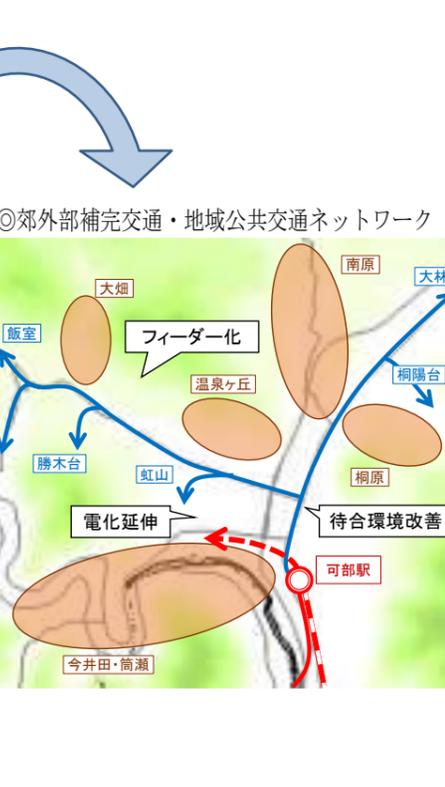


	公共交通体系づくりの基本計画		法定計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）			
		バス活性化基本計画	地域公共交通網形成計画	地域公共交通再編実施計画		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 27 年 8 月策定 ○市が策定した任意計画 ○計画期間：15 年 ○公共交通の基本的な考え方を示した長期計画 		<ul style="list-style-type: none"> ○平成 27 年度中作成（予定） ○市が作成する法定計画 ○計画期間を 5 年とし、5 年ごとに見直すことを規定 ○具体的な公共交通ネットワークを位置付けた計画 			
ネットワーク・交通結節点	<ul style="list-style-type: none"> ○各階層の路線・結節点の定義を位置付け ・基幹公共交通ネットワーク：都心と拠点地区、又は、拠点地区相互を結ぶネットワーク（JR、アストラムライン、路面電車、基幹バス） ・デルタ内準基幹公共交通ネットワーク：デルタ内の各エリアから都心、又は、拠点地区へのアクセスを担うネットワーク（路面電車、デルタ内拠点アクセス補完バス） ・郊外部補完公共交通ネットワーク：郊外部において、主に基幹公共交通までのアクセスを担うネットワーク（郊外部アクセス補完バス） ・地域公共交通ネットワーク：他の 3 つのネットワークではカバーしきれない地域の交通を担うネットワーク（地域バス） ・交通結節点：各階層の公共交通ネットワークを結びつけ、公共交通機関相互を連携させる（デルタ内交通拠点、郊外部交通拠点、乗継地点） 		<ul style="list-style-type: none"> ○基本計画の定義に基づく具体的なネットワーク・結節点を位置付け ・5 年間で維持・導入すべきネットワークを具体的に記載（鉄軌道は既存路線がベースとなる。バスは再編後の路線を記載することになるが、運行事業者の別は示さない。） <p>[バス路線再編の具体化の程度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹バス：具体的な区間を指定（経路地の違いなど詳細までは設定しない） ・デルタ内・郊外部補完バス：現況の路線をベースに、拠点となる結節点ごとに各地域のある程度具体的な路線を記載 ・地域バス：導入を検討する候補エリアを抽出して記載 			
個別施策	<ul style="list-style-type: none"> ○今後取り組んでいくべき施策について項目出しをし、対象となる階層や実施主体、およその実施時期を記載 （例）JR：JR 可部線の輸送改善、駅舎のバリアフリー化など 路面電車：低床車両の導入、駅前大橋ルートへの整備など バス：路線再編、バスロケ導入、デマンド運行など 		<ul style="list-style-type: none"> ○基本計画を基に、5 年間で実施する事業について抽出 ・対象エリアや路線を記載 ※可能なものは基本計画よりブラッシュアップ ※基本計画に位置付けていない施策についても適宜記載 			
目標	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ○15 年後の全体目標を設定 ○階層ごとの目指すべきサービスレベルのイメージ 	<ul style="list-style-type: none"> ○5 年間の定量的な全体目標を位置づけ ○路線ごと、地域ごとなどの目標とするサービスレベルを位置づけ（基本計画をベースに、可能な部分についてはブラッシュアップ） 	記載なし		
体制	<ul style="list-style-type: none"> ○実施体制：行政、事業者、市民の役割分担を記載 ○評価体制：記載なし 		<ul style="list-style-type: none"> ○実施体制：基本計画をベースに、必要があれば掘り下げる ○評価体制：目標の評価体制・方法などについて記載 ・PDCA サイクルの構築 			
計画への記載内容のイメージ	<p>■基幹公共交通の体系イメージ</p> 		<p>■具体的な公共交通ネットワークの位置付け</p> <p>◎基幹公共交通</p>  <p>◎郊外部補完交通・地域公共交通ネットワーク</p> 		<p>■具体的な運行事業者やダイヤなど運行計画の位置付け（可部地区のイメージ）</p> 